

日本水環境学会 地域水環境行政研究委員会 優秀発表賞表彰規程

制定 2020年8月18日

改定 2020年12月1日

(目的)

第1条 日本水環境学会地域水環境行政研究委員会は、日本水環境学会シンポジウム地域水環境行政研究委員会セッション（以下、セッションという。）における優れた研究発表を称賛し、その実績を周知するために地域水環境行政研究委員会優秀発表賞を設け、これを本規程によって発表者に授賞する。

(選考対象)

第2条 選考対象は、招待講演を除く当該セッションにおける発表全てとする。ただし、要旨提出、発表等において、セッション運営の円滑な進行を阻害する行為があった場合には、選考対象から除外する。

(選考方法)

第3条 地域水環境行政研究委員会優秀発表賞選考委員は、セッションに参加する地域水環境行政研究委員会メンバーの中から第6条に定める発表表彰担当主幹事が指名する。

- 2 地域水環境行政研究委員会優秀発表賞選考委員は、別に内規で定める選考基準に基づき、選考対象の発表内容を厳正に審査する。
- 3 地域水環境行政研究委員会委員長は、前項の審査結果をもとに優秀発表を決定する。

(受賞者)

第4条 受賞者は、第3条第3項により決定された優秀発表の登壇者及び共同発表者とする。ただし、表彰までに次に定める条件をもつこととし、(1)を必須条件とする。

- (1) 登壇者は地域水環境行政研究委員会のメンバーであること。
- (2) 共同発表者は日本水環境学会会員であること。

2 表彰までに前項(2)の条件を満たさなかった者は、表彰対象から除外する。

(賞)

第5条 表彰する優秀発表は、2件以内とする。

- 2 本賞は、受賞者全員に賞状を授与する。
- 3 賞状は、郵送により授与する。
- 4 受賞者は、受賞対象の研究内容を地域水環境行政研究委員会ホームページに掲載する。

(運営)

第6条 地域水環境行政研究委員会委員長は、委員の中から発表表彰担当幹事（主担当及び副担当）を任命する。

2 発表表彰担当幹事は、本規程に基づく表彰制度を円滑に行うための事務を行う。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、地域水環境行政研究委員会委員長の承認を得て行うものとする。

附則

1 この規程は、2020年12月1日から施行する。

2 日本水環境学会地域水環境行政研究委員会優秀発表賞の英文名称は「Excellent Presentation Award 20xx in the JSWE Research Committee, Local Public Issues on Water Environment」とする。